

足利市「こども見守りのまち」ステッカー配付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、こどもの安心及び安全に寄与するため、こどもが身の危険又は恐怖を感じた場合において、市民及び事業所等が協力し、あいさつ運動による防犯意識の醸成やこどもを犯罪や危険から守る取り組みをまち全体に広げていくことを目的とする。

(登録)

第2条 本市の区域内的の建物に居住し、又は建物を管理する者で、当該建物を足利市「こども見守りのまち」ステッカー等掲出場所として登録しようとする者（以下「協力者」という。）は、足利市「こども見守りのまち」ステッカー掲出登録申請書（様式第1号）を足利市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その者を足利市「こども見守りのまち」ステッカー又はマグネットシート（以下「ステッカー等」という。）を交付するものとする。

3 教育委員会は、協力者に対して、その役割及び協力上の注意事項を説明しなければならない。

(協力者の役割)

第3条 協力者の役割は、次に掲げるとおりとする。

(1) こどもが見やすい場所にステッカー等を掲出しておくこと。

(2) こどもが助けを求めてきたときにステッカー等を表示した建物の中に入れ、安全を確保すること（当該建物に協力者が不在の場合等を除く。）。

(3) 前号の場合において、こどもの状況を確認し、速やかに警察、学校、保護者その他の関係機関に連絡を行うこと。

(4) 避難してきたこどもを保護した場合は、教育委員会へ報告すること。

(登録期間)

第4条 協力者の登録期間は3年とする。ただし、教育委員会及び協力者双方に異議がなければ更新する。

(辞退届出)

第5条 協力者は、ステッカー等の掲出を辞退しようとするときは、ステッカー等を添えて足利市こども見守りステッカー掲出辞退届出書（様式第2号）を教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、協力者の建物が空き家のとき又は市民等から苦情が寄せられ、教育委員会がステッカー等の掲出が不適當であると認めるときは、ステッカー等の返還を求めることができる。

(報償等)

第6条 足利市「こども見守りのまち」ステッカー等配付事業に係る活動は、無償とする。

(個人情報の取扱い)

第7条 協力者は、ステッカー等を掲出する建物に避難してきたこどもに関する個人情報の取扱いについては、足利市個人情報保護条例（平成14年条例第5号）に基づき、適正に管理しなければならない。

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。